島根県第三者承継・統合型支援補助金
【令和７年度　公募要領】

中小企業課

１．第三者承継・統合型支援補助金について

本補助金は、県内中小企業者が第三者承継により経営資源を引継いだ後に必要となる設備投資（以下「補助事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、県内の後継者不在の中小企業者の廃業を未然に防止し、地域に必要な事業の継続、雇用の維持を図ることを目的としています。

２．補助事業の対象事業者

次の要件のいずれにも該当する方が対象となります。詳細は要綱等をご確認ください。

① 補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日時点から１年前までの間、又は要綱第６条の規定に基づく補助金交付の申請までに、第三者から株式譲渡等により事業承継した県内中小企業者であり、被承継者（譲渡側）が以下の要件を満たしていること。なお、実態として県内中小企業者でないと判断されるなど、本補助金の目的にそぐわないものは補助対象外とします。

ア　県内に本店又は主たる事業所を有すること。

イ　前期又は前々期の売上高が原則５億円以下であること。

ウ 従業員を５名以上雇用していること。ただし、中山間地域の場合は、従業員を３名以上雇用していること。

エ　商工会又は商工会議所が地域に必要と認める事業であること。

オ　島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること。

② 経営資源の引継ぎ後も、雇用継続を希望する従業員を引き続き雇用していること。

③ 経営資源の引継ぎの実施手法が株式又は持分の譲渡の場合、実施後は、承継者が議決権の全てを有し、かつ、被承継者は一切の議決権を有しないこと。また、経営資源の引継ぎの実施手法が株式又は持分の譲渡以外の場合、被承継者から承継者への経営権の承継が行われており、被承継者は廃業すること。

④ 引継いだ事業が今後も継続されると認められること。

⑤ 特別関係者でないこと。

⑥ 経営資源の引継ぎ以前において、資本関係者でないこと。

⑦ みなし大企業でないこと。

⑧ 島根県税の滞納がないこと。

⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。

⑩ 日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業を行う事業者でないこと。

３．補助率、補助上限、補助対象経費

補助率	補助上限	補助対象経費	内容
1/2	1,000 万円 又は 600 万円※1	備品機械設備等購入費	経営資源の引継ぎ後に必要となる専用の機械器具・備品の購入に要する経費
		施設改修費	経営資源の引継ぎ後に必要となる既存施設を改修する設計料、工事費、運搬費等の経費
		撤去費	経営資源の引継ぎ後に必要となる既存施設の撤去に要する経費

※１　中山間地域の被承継者から引継ぐ従業員数が３名以上５名未満の場合

４．補助対象期間

令和８年２月２７日（金）まで

５．公募期間

以下のとおり、４回の公募を予定しております。ただし、予算上限に達した場合、公募を終了することがありますので、申請前に島根県中小企業課のホームページをご確認ください。

第１回　**令和７年４月１日（火）～令和７年４月３０日（水）**
第２回　**令和７年６月２日（月）～令和７年６月３０日（月）**
第３回　**令和７年８月１日（金）～令和７年８月２９日（金）**
第４回　**令和７年１０月１日（水）～令和７年１０月３１日（金）**

６．申請書提出先

申請書等は、島根県事業承継・引継ぎ支援センター（松江商工会議所内）に提出してください。
※本補助金の申請に当たっては、島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、継続的支援を受けていることを前提にしています。

７．申請書類

申請時に提出していただく書類等は、以下のとおりです。

申請者提出書類	交付申請書（交付要綱様式第１号）
	事業実施計画書（交付要綱様式第１号別紙）
	事業収支予算書（交付要綱様式第１号別紙）
	経営資源の引継ぎを示す資料（契約書等）
	申請直近２期の決算書（承継者及び被承継者）
	申請直近２期の株主名簿、出資者一覧、又はこれに相当する資料（承継者及び被承継者）
	被承継者の従業員を引き継いだことを示す書類（承継前の従業員名簿と承継後の従業員名簿等）
	地域に必要と認められる事業であることを示す資料（商工会又は商工会議所による意見書）

	県税納税証明書（全項目に滞納がない旨の証明、写し可）
	補助対象経費の見積書等 ※県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めてください。
個人の場合	住民票（申請時経営者のもの、個人番号の表示がないもの、写しでも可）
法人の場合	履歴事項全部証明書（写しでも可）
※企業の概要がわかるもの（パンフレット等）がある場合は提出してください。	
※その他、県が提出を求める資料	

８．審査

事務局（商工労働部中小企業課）が審査委員会の日程を決定し、開催します。審査委員会では、申請者に事業計画についての説明をしていただき、その説明を受け、審査委員が審査し、事業採択の可否を決定します。

９．公表

採択された事業については、事業主体名、事業名（テーマ）を公表させていただく場合があります。

10．その他

補助金の詳細については、交付要綱、利用の手引きをご確認ください。交付要綱等は、島根県中小企業課のホームページ（以下ＵＲＬ）で公開しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/daisansya_syoukei.html

11．お問い合わせ先

申請について	島根県事業承継・引継ぎ支援センター 〒690-0886 松江市母衣町 55-4（松江商工会議所ビル 6 階） TEL：0852-33-7501 FAX：0852-61-1171
制度について	島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室） 〒690-8501 松江市殿町 1（県庁本庁舎 2 階） TEL：0852-22-5354 FAX：0852-22-5781